

自治体申請システム FAQ

(申請者向け)

ver.1.1

本書について

本書は、自治体申請システム操作マニュアルでは記載しきれなかった「こうした場合はどのようにシステム上の処理を進めたらよいか」を説明することを目的とした参考資料です。

本書の構成は申請・審査の流れに従って近い項目を並べています。ご不明点がある場合は、目次からトピックをお探しください。目次の項目をクリックすると当該項目の詳細をご覧ください。

トピックを探すには、前述の通り作業の流れに沿って目次項目から探していただくほか、PDF の検索機能を使うことも可能です。Acrobat でキーワード検索を利用するには、編集メニュー | 簡易検索 (Ctrl+F キー) または、ツールバーの虫眼鏡アイコン (テキストを検索) をクリックください。

最新マニュアルは、特車 PR サイトからダウンロードいただくことが可能です。

【ご注意ください】

本 FAQ に記載の事項は、2020 年 12 月 22 日現在の情報に基づいています。今後、システムの改修等により記載内容と実際の操作が異なる場合もありますので、ご注意ください。

また本 FAQ 記載のマニュアルページ番号は、「自治体申請システム 道路管理者向けマニュアル Ver 1.0.8」「自治体申請システム 申請者向けマニュアル Ver 1.0.9」に準拠しています。

目次

本書について	1
目次	2
申請道路について	3
1-1 申請対象とならない「申請経路の一部に国が管理する道路（直轄国道）が含まれる場合」を解説してほしい	3
1-2 二つの道路管理者をまたぐ経路がある場合の申請はどうしたらよい	3
1-3 未採択道路のみの申請の場合は、自治体申請システムは使える	3
1-4 特車ゴールドのルールは適用される	3
tkｓ データについて	4
2-1 tkｓ データも自治体申請システムで作成することができる	4
2-2 tkｓ データの名義が異なるが、問題ない	4
2-3 bin データを使用した申請は可能	4
2-4 tkｓ データ内の日付と、自治体申請システムでの申請日が異なっても問題ない	4
2-5 申請者は、すでに申請済みの tkｓ データを流用して、新たな別の申請をすることはできる	5
2-6 申請支援システムはどのように使用する	5
2-7 tkｓ ファイルの読み込みができない	6
複数の道路管理者への申請について	7
3-1 複数の申請先に一括で申請することはできる	7
3-2 複数の道路管理者に一括で申請している場合は、差し戻しを受けるとどうなる	7
申請状況について	8
4-1 申請状況が「受付中」にならないが、どうしたらよい	8
通知メールについて	9
5-1 メールアドレスやユーザ名などの変更は、メールで通知される	9
5-2 システムから通知メールがこない	9
アカウントについて	10
6-1 複数の申請企業の代理人となっている場合、ID はどうなる	10
6-2 旧システムで使用していたログイン ID 等は本システムでも使用できる	10
6-3 同じ社内に申請者担当者が複数人いる場合は、複数 ID を発行できる	10
その他	11
7-1 問合せ機能とは、道路管理者への問い合わせをメールに限定するもの	11
7-2 新規格車の場合、申請することはできる	11
7-3 ドラッグ＆ドロップがうまくできないが、原因は何が考えられる	11
7-4 動作保証環境以外では、正常に作動しないのか	12
7-5 許可証は電子データで発行されないのか	12
7-6 手数料の納付はどのような方法となる	12
7-7 サポート窓口を知りたい	12
7-8 自治体申請システムの動作保証環境とは	13
7-9 添付資料を添付しようとしたが、容量オーバーで添付できない	13

申請道路について

1-1 申請対象とならない「申請経路の一部に国が管理する道路（直轄国道）が含まれる場合」を解説してほしい

申請対象とならない「申請経路の一部に国が管理する道路（直轄国道）が含まれる場合」とは、「一経路中に直轄国道を含む場合」か、「複数経路ある中の一つでも直轄国道を含む経路が含まれる場合」のいずれの理解が正しいか。

A “複数経路ある中の一つでも直轄国道を含む経路が含まれる場合”を指します

「申請経路の一部に国が管理する道路（直轄国道）が含まれる場合」とは、「複数経路ある中の一つでも直轄国道を含む経路が含まれる場合」を指します。

この場合は、本システムではなく、国への申請をお願いいたします。

操作マニュアル参照ページ：P6

1-2 二つの道路管理者をまたぐ経路がある場合の申請はどうしたらよいか

二つの道路管理者をまたぐ経路がある場合の申請はどうしたらよいか。どちらか片方でよいのか。

A 申請先の選定条件は従来通りです

本システム稼働による、申請先の選定条件に変更はございません。

申請先の道路管理者が、本システムに加入している場合は、本システムでの申請が可能です。

操作マニュアル参照ページ：P7

1-3 未採択道路のみの申請の場合は、自治体申請システムは使えるか

未採択道路のみの申請の場合は、tks データを作らないが、自治体申請システムは使えるか。

A 本システムでは、未採択道路のみの申請はできません

本システムでは tks データの読み込みを前提としておりますので、tks データが発生しない場合、申請することはできません。

お手数ですが、従来の方で申請ください。

1-4 特車ゴールドのルールは適用されるか

自治体申請システムにも、特車ゴールドのルールは適用されるか。

A 特車ゴールドについては適用されますが、本システムに特化した機能はございません

特車ゴールドについては適用されますが、本システムに、特車ゴールドに特化した機能はございません。

↑ 先頭に戻る

tkb データについて

2-1 tkb データも自治体申請システムで作成することができるのか

tkb データの作成は、自治体申請システムで行えるのか。それとも従来通りの申請支援システムを用いるのか。

A tkb データの作成は、従来通り申請支援システムを用いてください

本システムで tkb データの作成は行えません。従来通り申請支援システムを用いてください。

2-2 tkb データの名義が異なるが、問題ないか

tkb データを作成する申請支援システムは支店でアカウント登録しているが、自治体申請システムでは代表者アカウントしか作っていない。

申請者が異なっても問題ないか。

A tkb データの名義と合致したアカウントを取得されることをおすすめします

システム上、tkb データの名義と本システムのアカウントの名義が異なっても申請は可能ですが、道路管理者が混乱してしまう可能性があることや、道路管理者からの審査結果の受け取りや問合せがあることを鑑みますと、tkb データの名義と合致したアカウントを取得いただくほうが便利にお使いいただけます。

2-3 bin データを使用した申請は可能か

bin データを使用した申請は可能か。

A bin データは対応しておりません

本システムでは、申請データとして bin データは対応しておりません。

申請支援システムにて、tkb データを作成いただきご利用ください。

参考：申請支援システムはどのように使用するのか

2-4 tkb データ内の日付と、自治体申請システムでの申請日が異なっても問題ないか

国のシステムでは、tkb データの日付と申請日が同一でない場合、申請できないが、自治体申請システムも同じような仕組みとなっているか。

A 本システムでは、tkb データ内の日付とシステムでの申請日が異なっても申請は可能です

tkb データ内の日付とシステムでの申請日が異なっても、システムの仕様上申請は可能です。

※ただし、申請先の道路管理者側の判断で、両日付を統一するよう指定される可能性があります。

2-5 申請者は、すでに申請済みの tks データを流用して、新たな別の申請をすることはできるか

申請者から、「すでに申請以来を行った tks データを用いて、新たな申請を行いたい」と連絡があった。これは可能か。

- A ひとつの tks データで複数の申請を行うことはできません。「申請取消」をした上で新たな申請を行ってください
 すでに申請済みの tks データを用いて、新たな申請を行うことはできません。
 新たな申請で申請済みの tks データを用いたい場合は、その tks データを用いている申請を「申請取消」した上で、新たな申請を行う必要があります。
 申請状況「受付待ち」「差し戻し」であれば、「申請取消」の操作ができます。
 申請状況「審査中」の場合は、問い合わせ機能を用い、道路管理者に「差し戻し」の処理をご依頼ください。

2-6 申請支援システムはどのように使用するのか

tkb データを作成するために申請支援システムを使用したい。どのようにすればよいか。

- A 特殊車両通行許可オンライン申請サイトをご覧ください
 申請支援システムについては、特殊車両通行許可オンライン申請サイト
 （ <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/contact/contact.html> ）にシステムの入口や操作マニュアルの掲載がございます。
 また、問い合わせ窓口は、自治体申請システムと異なりますのでご了承ください。
 特車運用事務局（受付時間：開庁日 9:15～18:00 ※12 時～13 時を除く）
 電話：048-601-3220
 メール：ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

2-7 tkс ファイルの読み込みができない

tkс ファイルの読み込み方法が分からない。

- A 対象の tkс ファイルが格納されたフォルダをエクスプローラーで開き、添付するファイルをドラッグして、添付ファイルダイアログにドロップしてください



操作マニュアル参照ページ：P27

↑ 先頭に戻る

複数の道路管理者への申請について

3-1 複数の申請先に一括で申請することはできるか

1 つの tks データで、複数の道路管理者に申請書を提出できるか。それとも、各申請先ごとに tks データを作成しなければならないか。

また、その場合許可証はそれぞれに発行されるのか。

A 本システムに加入している道路管理者であれば、複数の申請先に一括で申請することができます。

上位申請先が含まれる場合、その申請先が本システムに加入していれば、一括で申請することができます。

また、上位申請先が含まれない場合（基礎自治体のみの場合）も、それら申請先が本システムに加入していれば、一つの tks データでそれぞれの道路管理者に申請をすることができます。

この場合、各申請先ごとに許可証が発行されます。

操作マニュアル参照ページ：P7

3-2 複数の道路管理者に一括で申請している場合は、差し戻しを受けるとどうなるか

複数の道路管理者に一括で申請している場合は、差し戻し後はどのような流れとなるか

A 差し戻し申請を再申請できず、新たな申請を行ってください

道路管理者 1 ヶ所だけに申請をしており差し戻しが発生した場合、添付内容の変更や申請先道路管理者の変更を行い再申請ができます。（tks データに変更がある場合は、再申請を行わず、新たに申請ください）

一方、複数の道路管理者に一括で申請しており差し戻しが発生した場合、当該申請の内容を変更して再申請することはできない仕様のため、新たに申請を行ってください。

またこの場合、旧申請は「申請取消」を行ってください。

操作マニュアル参照ページ：P35

↑ 先頭に戻る

申請状況について

4-1 申請状況が「受付中」にならないが、どうしたらよいか

申請してから時間がたっているが、審査状況が「受付中」にならない。どうしたらよいか。

A 道路管理者が申請を見落としている可能性があります

本システムより、通知メールを配信しておりますが、道路管理者が申請を見落としている可能性があります。
お手数ですが、「問合せ機能」より、先方へ問い合わせをお願いいたします。

操作マニュアル参照ページ：P54

[↑ 先頭に戻る](#)

通知メールについて

5-1 メールアドレスやユーザ名などの変更は、メールで通知されるか

メールアドレスを変更登録したが、変更後のメールアドレスに、変更完了メールなどの配信はあるか。

- A メールアドレス変更時にも、その他ユーザ情報を変更した際にも、その旨をメール通知する機能はございません
メールアドレス変更時にも、その他ユーザ情報を変更した際にも、その旨をメール通知する機能はございません。

5-2 システムから通知メールがこない

システムから通知メールが届きません。

- A 登録されたメールアドレスが誤っている可能性があります。
ユーザ情報に登録したメールアドレスが誤っている可能性があります。ユーザ情報内のメールアドレスを再確認してください。
※本システムでは、メール送信時にメールアドレスの英文字（大文字／小文字）を判別しています。

[操作マニュアル参照ページ：P24](#)

[↑ 先頭に戻る](#)

アカウントについて

6-1 複数の申請企業の代理人となっている場合、ID はどうなるか

A 業者、B 業者の代理人として、共通の代理人 ID を設定することはできるか。

A 代理人は、申請者ごとにユーザ登録をお願いします

代理人様は申請者とセットでご登録をお願いします。

複数の申請者（申請会社）の代理人をされている場合には、申請会社それぞれのユーザ登録をお願いしております。

なお、ご登録いただくメールアドレスは、複数ユーザでも同一のものを登録できる仕様となっております。

6-2 旧システムで使用していたログイン ID 等は本システムでも使用できるか

以前使用していたシステムで使用していたログインメールアドレスとパスワードは引き続き使用できるか。

A 本システム用の新規ユーザ登録をお願いいたします

従来ご利用いただいていたシステムとは、ログイン ID などを共通化しておりません（すでに使われなくなったログイン ID も多いため、セキュリティ面から引き継いでおりません）。

お手数ではございますが、新規ユーザ登録をお願いいたします。

6-3 同じ社内に申請者担当者が複数人いる場合は、複数 ID を発行できるか

同じ社内に申請者担当者が複数人いる場合は、複数 ID を発行できるか

A ユーザ登録はそれぞれ個別にご登録いただくことをお勧めします

ひとつのアカウントに対し、複数 ID・複数メールアドレスを発行することはできません。

1 申請企業 1 アカウントの制限はございませんので、お使いになる申請者様それぞれでユーザ登録をいただくことをお勧めしております。

なお、メールアドレスとしてメーリングリストをご利用いただいた場合、初期パスワードや再発行パスワードなどがメーリングリストに送られますので、ご注意ください。

[↑ 先頭に戻る](#)

その他

7-1 問合せ機能とは、道路管理者への問い合わせをメールに限定するものか

問合せ機能とは、道路管理者への問い合わせをメールに限定するものか。電話で問い合わせをしても問題ないか。

A 問合せ機能は、問い合わせ手段をメールに限定するものではありません

問い合わせについては、各道路管理者で対応が異なるため、本システムでは機能のひとつとして設けているものになり、問い合わせ自体をメールに限定するものではありません。

7-2 新規格車の場合、申請することはできるか

新規格車は重さ指定道路であれば許可不要で走行できるが、申請車両では許可不要な重さ指定道路の国道が含まれていた場合、本システムで申請することは可能か。

A 新規格車については、当該都道府県の窓口が本システムへ加入していれば、本システムにて申請いただけます

本システム運用による、新規格車の通行許可申請について変更はございませんので、他の車両同様、申請先道路管理者が本システムへ加入していれば、本システムにて申請いただけます。

7-3 ドラッグ&ドロップがうまくできないが、原因は何が考えられるか

ドラッグ&ドロップをしても、ファイルを添付できなかった。原因は何が考えられるか。

A ファイル名・ファイル形式・ファイル容量・ファイルの格納先をご確認ください

ドラッグ&ドロップができない原因はいくつか考えられます。

1) ファイル名が重複している

すでにアップロード済みのファイルと同一のファイル名は添付できません。

2) 本システムで添付可能なファイル形式ではない

本システムでは、下記のファイル形式のみが添付可能です。

添付可能なファイル形式： gif/jpe/jpeg/jpg/pdf/png/tif/tiff

3) ファイルサイズが超過している

1 ファイルあたり 4MB 以下、1 申請あたり 20MB 以下が添付可能です。

4) 仮想環境（仮想端末）で操作している

添付するファイルは、仮想環境側の保存領域に格納されている必要があります。

操作マニュアル参照ページ：P30

7-4 動作保証環境以外では、正常に作動しないのか

Windows7 で正常に作動しないようだが、動作保証環境以外では全く使えないのか。

A 動作保証外の環境はお使いいただけません

システムへのログイン自体は、条件によっては可能かもしれませんが、動作保証外の環境では、システムがどのような挙動を取るか保証できかねますので、お使いいただかないようお願いいたします。

動作保証環境については、別項「自治体申請システムの動作保証環境とは」をご覧ください。

参考：自治体申請システムの動作保証環境とは

7-5 許可証は電子データで発行されないのか

申請は自治体申請システムでできるが、許可証の発行は電子データでできないのか。

A 許可証は電子データに対応しておりません

手数料徴収の問題などがあり、許可証は電子データでの発行を行っておりません。

各道路管理者の判断で、窓口もしくは郵便での書面発行となります。

7-6 手数料の納付はどのような方法となるか

手数料が発生する申請の場合、納付方法はどのようなになるか

A 申請先の道路管理者にお問い合わせください

手数料の納付方法は、各道路管理者によって異なります。

申請先の道路管理者にお問い合わせください。

7-7 サポート窓口を知りたい

問い合わせにはどのような手段があるか。また、稼働時間はどうなっているか。

A お電話にてお問い合わせをお受けしております

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室

電話：03-5253-8483（平日 9:30～18:15）

※他のシステムの問い合わせ窓口も行っておりますので、「自治体申請システムについて」をお伝えください。

※パシフィックコンサルタンツでの問合せ窓口/サポート窓口の対応は 2020 年 10 月 30 日(金) 17:00 をもって終了いたしました。

7-8 自治体申請システムの動作保証環境とは

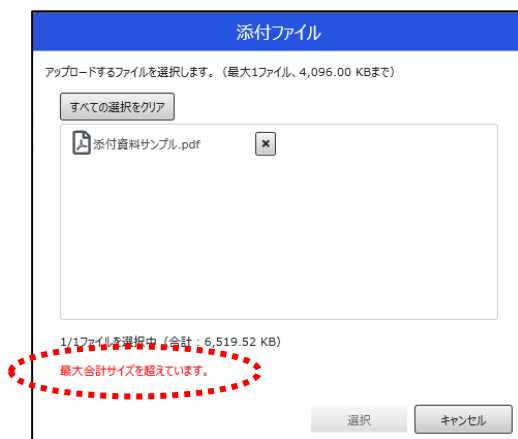
自治体申請システムの動作保証環境とは

A 本システムの動作保証環境は以下のとおりです

OS	Microsoft Windows 10、Microsoft Windows 8.1
Web ブラウザ	Internet Explorer 11、Microsoft Edge
モニタ解像度	1366 x 768 以上
ネットワーク環境	LGWAN またはインターネット接続
その他周辺機器等	各種書類の電子化のためのスキャナや、書類を印刷するためのプリンタ等の機器が必要です
※書類は FAX や郵送で別送することも可能です	

7-9 添付資料を添付しようとしたが、容量オーバーで添付できない

容量の大きい複数車両の車検証写しを添付しようとしたが、エラーメッセージが出力されて添付できない。



い。

出典：国土交通省「自治体申請システム」

A 添付する 1 ファイルの容量を 4MB 以下にしてください。

本システムに添付できるファイルは、1 申請あたり 20MB 以下、1 ファイルあたり 4MB 以下となっています。1 申請あたりの残容量が小さい場合は、メールまたは FAX 等で相手先に送付してください。1 ファイルあたりの容量オーバーの場合は、ファイルを分割するまたは PDF の解像度を下げるなどの手段により、1 ファイルあたりのファイル容量を小さくして、登録してください。

もし、「必須提出資料」が 1 ファイルあたりの容量制限に収まらない場合は、分割した残りのファイルを「その他提出資料」欄に登録してください。

操作マニュアル参照ページ：P30

↑ 先頭に戻る

